平成２１年（フ）第４８７号
埼玉県南埼玉郡宮代町学園台３丁目３番８号
中野方
破産者　池田　隆一
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４８８号
埼玉県南埼玉郡宮代町学園台３丁目３番８号
中野方
破産者　池田　裕美
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
埼玉県桶川市下日出谷西３丁目15番地の35
破産者　瀬川　握美
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５４４号
埼玉県川口市新井町17番１号　サンライズコーポ202号
破産者　谷口　榮治
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
埼玉県幸手市東２丁目36番４号
破産者　後上　奈々（旧姓河合）
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号
３―104
破産者　齋藤　麻子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６５号
埼玉県朝霞市岡３丁目９番68号　マミアＣ号室
破産者　柳澤千代子（旧姓坂田）
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
金沢市末町13の66番地　県営住宅３棟３号
破産者　澤安　裕子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２０４号
金沢市平和町２丁目５番13号　県営住宅13棟402号
破産者　西蔵　和恵
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１５号
金沢市土清水２丁目１番地　スプリング・ヒルズ302号室、従前の住所石川県河北郡津幡町字潟端れ70番地６
破産者　井上　由美（旧姓伊東）
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２１号
石川県かほく市白尾ワ16番地14
破産者　濱田　一也
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２２号
金沢市広岡２丁目５番15号　ハイツ末広103号室、住民票上の住所金沢市広岡２丁目６番７号
破産者　村田　信子（旧姓木澤）
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３０号
石川県白山市相川町990番地６
破産者　古賀さつき
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３４号
石川県白山市井口町北150番地
破産者　橋場　友美
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

更生計画認可

平成２０年（ミ）第６号
東京都中央区日本橋人形町１丁目１番10号
更生会社　トスコ株式会社
1　決定年月日　平成21年８月15日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経過
第１節　会社更生手続開始に至った経緯（省略）
第２節　更生手続開始後の経過（省略）
第３節　経営及び財産の状況（省略）
第２章　基本方針と骨子
第１節　会社の基本方針（省略）
第２節　更生計画の骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　更生担保権
１　不動産にかかる更生担保権
⑴　確定債権
２件　総額1,466,117,742円
別表７－１
（内訳）
元本及び更生手続開始決定の日の前日迄の利息・損害金
1,466,117,742円
更生手続開始決定の日以降の利息・損害金　額未定
⑵　権利の変更及び弁済方法
ア　開始決定後の利息・損害金の免除
開始決定後の利息・損害金は、更生計画認可決定時に全額免除を受ける。
イ　別表７－１整理番号１の更生担保権者に対し、更生計画認可決定後１か月以内に、6,902,792円（別表10―２―２「存続しない担保権一覧表（工場財団）」記載の目的物の財産評定価額）を弁済する。
ウ　権利の変更と不動産処分による弁済時期等
⑦　後記エ記載の方法により別表10―３「担保権の目的物一覧表（不動産）」物件番号１（別表10―２―２「存続しない担保権一覧表（工場財団）」記載の目的物を除く）及び同物件番号２の担保不動産を売却処分する。
⑴　後記オ記載の方法により計算した「担保弁済額」が、確定債権額から上記アの免除額、イの弁済額及びその他本更生計画案に基づく免除額及び既弁済額を控除した残額（以下「残更生担保権額」という。）以下であった場合、「担保弁済額」を不動産売却代金全額受領後１か月以内に弁済する。
⑶　上記⑴の不足額について
ａ　別表７－１整理番号１の更生担保権者
上記⑴により弁済する額が残更生担保権額より少ない場合、その不足額の全額について、一般更生債権と同様の弁済期に弁済を行うものとし、第３節２⑵の定めに従って、分割弁済する。ただし、その時点において、既に経過している弁済期がある場合には、最初に到来する弁済期において、経過した弁済期に支払うべきであった分割金を支払う。利息は付さない。
なお、管財人は、別表10―３物件番号３を後記エ記載の方法により売却して不足額の弁済に充てることができる。
ｂ　別表７－１整理番号２の更生担保権者
上記⑴の弁済時点において、一般更生債権と同様の権利の変更及び弁済を行うものとし、第３節２の定めに従って、権利を変更し、弁済する。ただし、債務免除の時期は、上記弁済時点とする。